

京都工芸繊維大学文化団体連盟規約

第1章 規則

(名称)

第1条 本連盟は京都工芸繊維大学文化団体連盟と称する。

(所属)

第2条 本連盟は京都工芸繊維大学学友会に所属する。

第2章 目的及び職務

(目的)

第3条 本連盟は本学における文化系課外活動団体の活動を奨励し、また、本学における文化の普及に貢献することを目的とする。

(職務)

第4条 本会は以下の職務を行う。

1. 文化系課外活動団体活動の振興
2. 本学学生への文化の普及に貢献する事項
3. その他本会の目的達成の為に必要と認められる事項

第3章 会員の権利及び義務

(会員)

第5条 本連盟は、京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項第2項に定める学生団体のうち特に文化普及を目的とした団体（以下「文化部」とする。）の部員から構成される。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の権利及び義務を有する。

1. 本連盟の催す諸活動行事に参加する権利
2. 本連盟の管理する施設の使用権
3. 学友会に所属する義務

第4章 加盟団体

(本連盟の構成)

第7条 本連盟は、文化部から構成される。

(加盟団体の権利及び義務)

第 8 条 文化部は次の権利及び義務を有する。

1. 学友会からの活動支援金 (分配金) の予算請求権
2. 本連盟の管理する施設の優先使用权
3. 本連盟の管理する施設の使用申請権
4. 文連委員の選任義務
5. 文連委員会会議への参加義務
6. 本連盟の要求する書類の提出義務
7. その他本連盟の定める職務への参加義務
8. 第三者に対して、部室その他施設・備品を学友会の許可なく貸与・使用させてはならない。

(文化部の新規加盟および継続)

第 9 条 本連盟に新規に加盟あるいは継続を申請する団体は、以下の書類を提出しなければならない。

1. 前年度 1 年の活動報告書
2. 当年度 1 年の活動計画書
3. 部員名簿

また、本連盟への加盟は学友会中央委員会および文連委員会によって書類審査し、これを決定する。

(加盟団体の除名)

第 10 条 活動の不振や文化部の義務を怠った、または公認団体として不適切な行動を取ったと判断された団体は文連委員会または学友会会議の議決により本連盟より除名する。

(本連盟の脱退)

第 11 条 本連盟を脱退せんとする団体は、文連委員長に申請し承認を得ること。ただし、脱退する際にはその団体が行うべき義務を完遂すること。

(本連盟の再加盟)

第 12 条 本連盟を脱退した団体もしくは本連盟を除名された団体は第 9 条に基づいて再加盟が認められる。

第 5 章 機関

(本連盟の構成)

第 13 条 本会に最高機関である文連委員会を置く。

(文連委員会の構成)

第 14 条 文連委員会は第 7 条で定められる団体から一名ずつ選出された会員で構成される。
文連委員会に所属する者を文連委員と呼称する。

(最高意志の決定)

第 15 条 文連委員会の意思決定は、文連委員総数の 1/2 の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。可不同数の場合は文連委員長が決する。委任状は認めるが、出席者の 1/4 を 越えてはならない。

(文連委員会の職務)

第 16 条 文連委員会において下記の項を議決する。

1. 本連盟運営上の基本事項
2. 予算案及び決算書類の決定
3. 規約の改訂の決定
4. 加盟団体の承認（第 9 条）
5. 加盟団体の除名（第 10 条）
6. 役員の任命（第 20 条）
7. 役員の辞職の決定（第 22 条 3 項）
8. 役員の不信任決議案（第 24 条）
9. その他文連委員会が必要と認めた事項

(文連委員会の権利)

第 17 条 文連委員会は以下の権利を有する。

1. 本連盟運営に関する基本事項の決定
2. 加盟団体の承認

(文連委員会の招集)

第 18 条 文連委員会は原則として以下のような場合に召集される。

1. 文連委員長による要請
2. 加盟団体の過半数による文連委員長への要請
3. 学友会長の要請

(文連委員会会議の議長)

第 19 条 文連委員会会議の議長は文連委員長とする。不在の場合は学友会長がこれにあたる。

第 6 章 役職

(役員)

第 20 条 本連盟に以下の役員を置く

1. 文連委員長（一名）
2. 会計（二名）
3. 文連委員（各団体一名）

(役員の任務)

第 21 条 役員の任務は以下の通りとする

1. 文連委員長は本連盟の文連委員会を組織し、本会の執務執行を統括する。
2. 文連会計委員は学友会に申請する予算案及び決算を監査の後取りまとめ、分配された学友会費の分配を行う。
3. 文連委員は文連委員会を組織し会務を審議決定する。
4. 役員に欠員が出た場合は文連委員会で会議を開き、新たな人員を選任する。

(役員の任期)

第 22 条 第 21 条で定める役員の任期は一年とし、再任を妨げない。

1. 役員の任期は 4 月 1 日から開始するものとし、任期の開始から 15 日以内に交代を完了するものとする。
2. 欠員補充の役員任期は前任者の後任期間とする。
3. 役員の辞職は文連委員会の承認を得た上で第 14 条に基づく後任者の用意をもって完了とする。

(役員の不信任)

第 23 条 役員の職務継続に問題があれば、本連盟の会員による過半数の署名または文連委員会による要請より不信任決議案を文連委員会に提出、のち二週間以内に不信任決議案の可否を問う不信任会議を開く。

第 7 章 会計

(経費の支弁)

第 24 条 本連盟の経費は学友会からの予算で支弁する。

(会計年度)

第 25 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日とする。

(文化部の予算及び決算)

第 26 条 文化部の分配金の予算案及び決算は文連会計委員の指定した期日までに文連会計委員に提出する。予算案は京都工芸繊維大学学友会費分配基準に基づいて作成される。これらは文連会計監査委員による監査ののち文連委員会の承認を経て学友会に提出される。

(本連盟の予算及び決算)

第 27 条 本連盟の全体予算案及び全体決算は文連会計委員が作成し、学友会会計監査が監査ののち学友会に提出される。

附 則

この規約は平成 25 年 10 月 2 日より施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 3 月 11 日より施行する。

附 則

この規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。